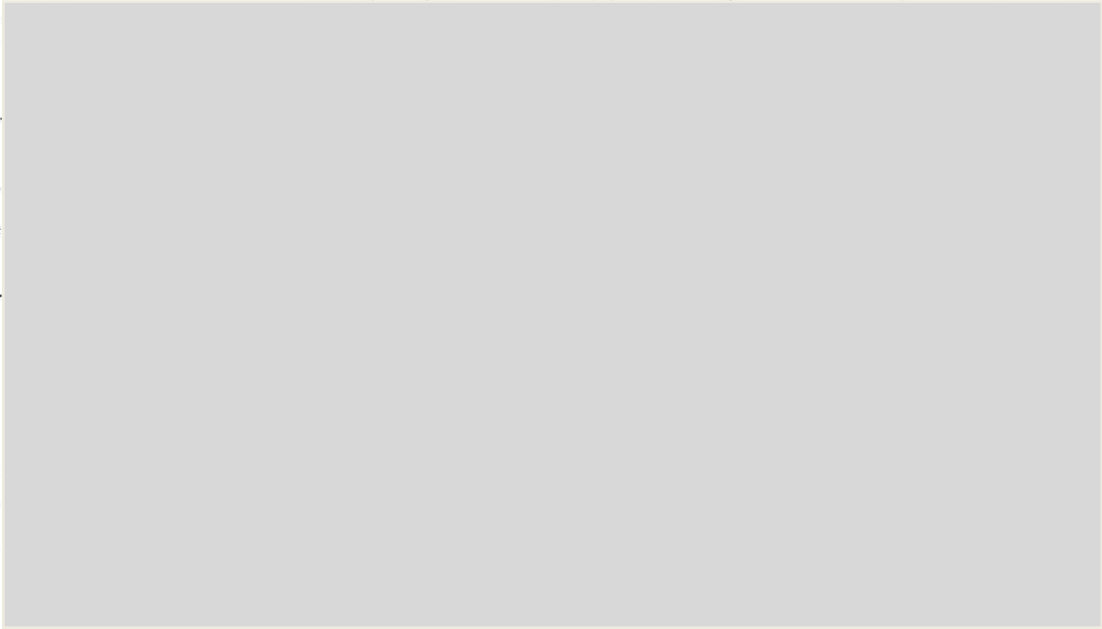


2. 当審における当事者の主張に対する判断



(2) 控訴人の主張①について

不実証広告規制は、優良誤認表示を効果的に規制（不当表示を迅速に規制し、一般消費者の利益を確保する観点から）するため、立証責任を転換し、消費者庁長官（内閣総理大臣から権限委任。景表法33条、施行令14条）は、優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合には、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や、提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合には、当該表示は、措置命令との関係では不当表示とみなされ（景表法7条2項）、課徴金納付命令との関係では不当表示と推定される（景表法8条3項）としたものであ

る（甲40、42）。

上記のとおり、消費者庁長官の立証責任は法の明文の規定をもって転換されているが、適格消費者団体による差止訴訟については、同様の規定はない。そうすると、適格消費者団体が差止請求を行う場合には、原則に従って、当該表示どおりの効果、性能がないことの立証責任を適格消費者団体自身が負うというべきである。また、適格消費者団体が、事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を要求できる法的根拠はなく、事業者において、合理的な根拠を示す資料を提出しなければならないというわけでもない。なお、令和5年5月17日法律第29号による改正後もこの点に変わりはなく、適格消費者団体は、事業者のする表示が優良誤認表示に該当すると疑うに足りる「相当な理由」があるときは、事業者に対し、その「理由を示して」、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができるにすぎず、無条件に資料開示要請ができるわけではない（上記改正後の景表法35条1項）。

したがって、控訴人の主張①を採用することはできない。